

発行第12号
平成23年3月30日

各市区長 殿

全国市長会会長

災害対策本部本部長

森 民夫

東北地方太平洋沖地震に係る被災市町村に対する人的支援
のための職員派遣について（依頼）

平素、本会の会務運営につきまして、特段のご高配を賜り感謝申し上げます。

また、東北地方太平洋沖地震の応急対策等に係る支援につきましては、これまでにも各都市において積極的にご対応いただいているところであります。深く感謝申し上げます。

さて、本会では、総務省、被災県及び全国町村会との協力により、別添1のとおり、緊急かつ応急的な被災市町村に対する職員派遣のための体制を構築したところであります。

これまで、各都市におかれましては、緊急・応急的に消防や水道、医師、看護師、保健師をはじめ多くの職員をご派遣いただいているところであります。

本体制に基づく派遣は、窓口業務をはじめとする市役所等の行政機能の回復・維持や、避難所の運営、救援物資の仕分け等要員確保等について、短期的な派遣をお願いするものでありますが、被災市町村からの職員派遣の要請状況は、別添2「職員派遣要望とりまとめ表」のとおりとなっております。この中には、中・長期に係る職員派遣の要請も含まれていることから、これについても今回派遣をお願いすることいたしました。

つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、貴市区の職員の派遣につきまして、特段のご支援、ご協力をお願い申し上げます。なお、災害対応の経験を有する職員がいらっしゃる場合には、優先的にご派遣いただければ幸いです。

ご派遣をいただける場合は、短期の派遣につきましては別紙『派遣可能職員回答票[短期]』に、中・長期の派遣につきましては『派遣可能職員回答票[中・長期]』にそれぞれご記入いただき、4月7日（木）までに、事務局宛て電子メール、もしくはファクシミリにてご回答いただきますよう併せてお願い申し上げます。

また、短期の職員派遣は、数週間、数か月、もしくは1週間程度の交替制による数

か月程度の短期の派遣であるため、職務命令による派遣の扱い（公務出張）となることが想定されること、また、中・長期の職員派遣の場合は、地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣となることが想定されることを申し添えます。

なお、今後におきましても、被災市町村から中・長期の職員派遣の要請がありますことから、本依頼とは別に改めて要請の調査をし、依頼させていただくことといたしておりますので、その際にもご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 回答期限 平成23年4月7日（木）

2. 回答先 全国市長会 災害対策本部

担当 当 行政部 清水、今村、やなどり築取

電話 03-3262-2310

ファクシミリ 03-3263-5483

電子メール gyoseibu@mayors.or.jp

派遣に係る説明、及び回答票の記入上の留意点について

1. 派遣に係る説明

- (1) 派遣までの流れは、別添1のうちの「市町村職員の派遣スキーム」図のとおりとなっています。
- (2) 短期の派遣は、数週間、数か月、もしくは1週間程度の交替制による数か月程度の短期の派遣をお願いするものです。なお、職員派遣に係る経費につきましては、総務省において特別交付税措置を講じるとされております。
- (3) 中・長期の派遣は、一人につき数か月から数年の派遣をお願いするものです。派遣職員の宿舎につきましては、派遣先において確保する方向としております。また、中・長期の場合は、地方自治法252条の17に基づく派遣となることが想定されることから、派遣期間や職員の身分・給与、服務、経費の負担等を定めた派遣職員の取扱いに関する協定書を、派遣元市長と派遣先市町村長との間で締結することが必要となります。協定書の案につきましては、後日お示しする予定としております。
- (4) 派遣先の決定は被災県が行うこととなっており、派遣先につきましては最終的にはその調整にお任せいただくことを原則としておりますが、姉妹都市その他の特別の事情により、特に派遣先市町村や県のご希望がある場合は、『備考』欄に、派遣希望市町村名や県名とその理由を記入してください。
ただし、調整の結果、ご希望とは別の市町村や県に派遣をお願いすることもあり得ること、また、派遣されないこともありますことを、予めご了承ください。
- (5) 派遣の決定については、本会から連絡することとしておりますが、正式な派遣要請につきましては、派遣先市町村から行うこととなります。

2. 回答票の記入上の留意点

(1) 短期の派遣

- ① 短期の派遣の場合は、「派遣可能職員回答票〔短期〕」に記入してください。
- ② 『職種』欄には、一般事務職、土木職、建築職、保健師などの職種を記入してください。
- ③ 『派遣可能人数』欄には、交替職員の数は含めず、派遣実施日において派遣可能である人数を記入してください。(例えば、2人を1週間交替で4週間、延べ8人を派遣する場合は「2人」と記入してください。)
- ④ 『派遣開始可能日』欄には、派遣が可能となる月日を記入してください。なお、実際の派遣日は、派遣先市町村との調整によることとなります。
- ⑤ 『派遣可能期間』欄は、次の例を参考に、貴都市として派遣可能である期間(交替職員の派遣期間を含む延べ期間)を記入してください。
(例) 1週間、2週間、2か月、2か月(1週間単位で交替)など
- ⑥ 『交替職員の有無』欄には、1週間等での交替制となった場合における、交替職員の派遣の可否を「○×」で記入してください。
- ⑦ 『備考』欄は、「職員派遣要望とりまとめ表」を踏まえ、対応できる職務内容等について適宜ご記入ください。
- ⑧ 今回派遣をお願いしているスキームとは別に、総務省以外の府省や都道府県、日本水道協会、日本下水道協会等のルートからの派遣依頼が別途ありますが、それらに基づく職員派遣については、本回答票には含めないでください。

(2) 中・長期の派遣

- ① 中・長期の派遣の場合は、「派遣可能職員回答票〔中・長期〕」に記入してください。
- ② 『職種』欄には、一般事務職、土木職、建築職、保健師などの職種を記入してください。
- ③ 『職名』欄には、次の例を参考に、派遣する職員の職名を記入してください。なお、派遣する職員が決まっていない場合には、派遣を想定されている職名を記入してください。

(例) 課長級、課長補佐級、係長級、主任級、主事級 など

- ④ 『年齢』欄には、派遣する職員の平成23年4月1日現在の年齢を記入してください。なお、派遣する職員が決まっていない場合には、次の例を参考に、派遣を想定されている年齢を記入してください。

(例) 20歳代、30歳前後 など

- ⑤ 『担当職務内容』欄には、次の例を参考に、派遣する職員が担当可能である職務内容を記入してください。なお、派遣する職員が決まっていない場合には、派遣を想定されている職務を記入してください。決まっていない場合は、空欄としていただいて結構です。

(例) 戸籍事務、介護保険事務、道路維持・管理業務 など

- ⑥ 『派遣開始可能日』欄には、派遣が可能となる月日を記入してください。なお、実際の派遣日は、派遣先市町村との調整によることとなります。

- ⑦ 『派遣可能期間』欄は、次の例を参考に、貴都市として派遣可能である期間（交替職員の派遣期間を含む延べ期間）を記入してください。

(例) 6か月、1年、2年（1年単位で交替） など

- ⑧ 『備考』欄は、必要に応じ適宜ご記入ください。

- ⑨ 今回派遣をお願いしているスキームとは別に、総務省以外の府省や都道府県、日本水道協会、日本下水道協会等のルートからの派遣依頼が別途ありますが、それらに基づく職員派遣については、本回答票には含めないでください。

※ 全国市長会 災害対策本部 行
メール gyoseibu@mayors.or.jp
ファクシミリ 03-3263-5483

派遣可能職員回答票[短期]

貴市區名

担当部局名

連絡担当者職氏名

電話番号

ファクシミリ番号

電子メールアドレス

[派遣可能職員回答欄]

※ 全国市長会 災害対策本部 行
メール gyoseibu@mayors.or.jp
ファクシミリ 03-3263-5483

派遣可能職員回答票[中・長期]

貴市區名

担当部局名

連絡担当者職氏名

電話番号

ファクシミリ番号

電子メールアドレス

[派遣可能職員回答欄]

別添 1

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成 23 年 3 月 22 日
自治行政局公務員部

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する各地方 公共団体からの人的支援に関する通知等を発出しました

東北地方太平洋沖地震による被災地に対しては、これまで各地方公共団体から積極的な支援がなされているところですが、今後の被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するために、今後とも人的支援が必要と思われるところです。

このようなことから、平成 23 年 3 月 22 日付で各都道府県、各指定都市あてに、職員の派遣についての支援・協力を依頼する通知を発出しましたのでお知らせします（通知文については、別紙 1 を参照）。

併せて、全国市長会・全国町村会の協力をいただきながら、全国の市町村から被災市町村に対する当面の対応として短期間の人的支援を行う体制作りを進めており、これに関する事務連絡を同日付で青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の市町村担当課宛発出しましたのでお知らせします（事務連絡については、別紙 2 を参照）。

連絡先

総務省自治行政局公務員部公務員課

長田・清水

TEL 03(5253)5542

FAX 03(5253)5552

總行公第21号
平成23年3月22日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務省自治行政局公務員部長

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東北地方太平洋沖地震による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をしていただいているところですが、今後の被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するために、今後とも支援が必要と思われるところです。

つきましては、各地方公共団体においては、今後とも、職員の派遣について、格別のご支援、ご協力をお願いします。

職員を派遣する場合の取扱いにつきましては、既に多くの場合、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）がとられているところですが、当部としても、このような対応は適当と考えております。

また、地方公共団体の被災地域への応援に要する経費につきましては、特別交付税措置を講じることとしておりますので申し添えます。

なお、今後、中長期にわたって職員を派遣する場合には、地方自治法第252条の17に規定する職員の派遣によることが適当であると考えておりますので、併せて申し添えます。

あわせて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨伝達していただくようお願いします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、清水
電話 03-5253-5542
FAX 03-5253-5552
e-mail t.osada@soumu.go.jp

總行公第21号
平成23年3月22日

全国知事会事務総長
全国都道府県議会議長会事務総長
全国市長会事務総長
全国市議会議長会事務総長
全国町村会事務総長
全国町村議会議長会事務総長

} 殿

総務省自治行政局公務員部長

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について、各都道府県知事及び各政令指定都市市長あて別添のとおり協力を要請いたしましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましても、この趣旨を踏まえ、適切にご対応いただくようお願いします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、清水

電話 03-5253-5542

FAX 03-5253-5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp

h2.shimizu@soumu.go.jp

事務連絡
平成23年3月22日

青森県総務部市町村振興課
岩手県政策地域部市町村課
宮城県総務部市町村課
福島県総務部市町村行政課
茨城県総務部市町村課
千葉県総務部市町村課

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について

東北地方太平洋沖地震の発生以降、被災地におかれましては、全力で対応にあたられているところと存じます。政府としてもあらゆる災害応急対策を講じるべく力を尽くしておりますが、今回の災害が未曾有の規模であることに鑑みると、市町村において多岐にわたる業務の実施が必要となると見込まれます。

しかしながら、被災地の市町村においては、職員自身の被災等により、市町村の行政体制や行政機能に支障が生じているところもあるものと拝察いたします。

このような状況に鑑み、現在、全国市長会及び全国町村会の協力をいただきながら、全国の市町村から被災市町村に対する当面の対応として短期間の人的支援の体制づくりを進めているところですので(別添図参考)、他の市町村からの職員の派遣を要請される場合は、下記により、当課までご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡いただいた職員派遣要請は、当課から全国市長会及び全国町村会にお伝えするとともに、全国市長会及び全国町村会において派遣可能性の照会等をいただき、その寄せられた各市町村からの派遣申し出状況を貴県にお伝えしたいと考えております。

なお、各市町村からの派遣申し出状況に基づく派遣市町村の決定は、貴県において行っていただくとともに、派遣決定後の市町村の派遣に係る具体的な連絡については、派遣市町村と受け入れ市町村との間で個別に行っていただくことになります。

おって、中長期的な職員の派遣については、改めてご連絡申し上げる予定としていますことを申し添えます。

記

- 1 連絡様式 別紙様式
- 2 第1次連絡期限 平成23年3月29日(火)

※ 要望調査は複数回にわたることを想定しており、第2次調査につきましては別途連絡する予定です。

総務省自治行政局公務員部公務員課
理事官 西中 隆
課長補佐 鈴木稔郎、公務員第一係長 長田崇志
電話 03-5253-5542
FAX 03-5253-5552
e-mail t.osada@soumu.go.jp

(別紙様式)

県名	
担当部課名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

職員派遣要望市町村名 :

【記入要領】

- 1 「職種」欄には、職員の派遣を希望する職種を具体的に記入してください。
なお、職種を問わない場合には、「職種指定なし」と記入してください。

(職種の例) 一般事務職、土木職、建築職、電気職、機械職、保健師 など
- 2 「職務内容」欄には、派遣を希望する職員が従事する具体的な職務内容を記入してください。
- 3 「派遣希望期間」には、派遣を希望する期間を記入してください。
なお、当該期間内で派遣職員が交替することも差し支えない場合には、その旨付記してください。

(例) 1週間、2週間、1ヶ月、2ヶ月 など
2ヶ月(1ヶ月単位で交替可) など
- 4 「備考」欄には、職員を派遣する上で参考になる事項があれば、適宜記入してください。

市町村職員の派遣スキーム

派遣の実施

最終的な派遣要請

被災市町村

被災県
(市町村課)

総務省
(公務員部)

派遣市町村

全国市長会
全国町村会

連携

連携

派遣申出
の伝達

派遣要請
の提供

協力依頼
文書

照会
派遣要請
(取りまとめ)

派遣申出
の伝達

派遣市町村
の決定

派遣要請
の連絡

連携

連携

派遣可能
性の照会

派遣申出一覧
派遣申出の作成

派遣申出

職員派遣要望とりまとめ表

短期、中・長期派遣計

(平成23年3月30日 17時現在)

都道府県	市町村等	要望人数	職種等
岩手県	宮古市外9市町村 陸前高田市 大槌町 岩手県庁	100 32 12 9	
	計	153	
宮城県	石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 岩沼市 東松島市 亘理町 山元町 利府町 女川町 南三陸町	50 5 43 25 10 4 24 15 18 1 9 21	
	計	225	
福島県	郡山市 白河市 須賀川市 相馬市 本宮市 国見町 鏡石町 泉崎村 古殿町 三春町	6 4 10 37 4 6 11 5 1 2	
	計	86	
茨城県	龍ヶ崎市 高萩市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 那珂市 大洗町 東海村	12 6 6 3 16 20 2 5	
	計	70	
千葉県	旭市 浦安市	2 14	
	計	16	
合計		550	

(注)

1 派遣期間がおおむね1ヶ月以下のもの、1ヶ月を超えるが職員の交替可能なものは「短期」、それ以外のものは「中・長期」として整理しているが、精査の結果異動が生じることがある。

2 岩手県の要望人数の一部には県に係るものを含み、団体数には県を含む。

短期派遣

○岩手県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
県10市町村	一般事務職等(職種・職位不問)	100	・各市町避難所の管理、運営 ・救援物資の管理、配送等	4月下旬～5月下旬	避難所の設置状況により変更あり
県計		100			

※県10市町村:宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村

○宮城県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
石巻市	一般事務職 罹災証明	50	罹災証明書発行事務	H23.4～H23.5(交替可)	
塩竈市	一般事務職 罹災証明	5	罹災証明書発行事務	H23.3～H23.4(交替可)	
気仙沼市	一般事務職	10	家屋災害調査	H23.3.28～H23.5.29(交替可)	調査のためのノウハウをもった職員
	罹災証明	10	罹災証明書発行事務	H23.3～H23.4(交替可)	
名取市	一般事務職	民生 5	一般事務	H23.3～H24.3.31(交替可)	災害救助法関連事務及び応急仮設住宅設置業務に精通した職員(中堅職員を希望)
	財政 2	予算・災害関係		H23.3～H24.3.31(交替可)	災害対応のための予算編成に精通している職員、災害対応職員
	罹災証明 18	罹災証明書発行事務		H23.3～H23.4(交替可)	
多賀城市	一般事務職 罹災証明	10	罹災証明書発行事務	H23.4～H23.5(交替可)	
岩沼市	一般事務職 罹災証明	4	罹災証明書発行事務	H23.4～H23.5(交替可)	
東松島市	一般事務職 罹災証明	24	罹災証明書発行事務	H23.4～H23.7(交替可)	
亘理町	一般事務職 罹災証明	15	罹災証明書発行事務	H23.4～H23.5(交替可)	
山元町	一般事務職	民生 2	保健福祉(民生関係窓口)	H23.4.1～H25.3.31(交替可)	介護保険、生活保護申請等の民生関係窓口業務担当職員
		民生 2	町民生活(被災者相談窓口)	H23.4.1～H25.3.31(交替可)	被災者の生活支援相談、総合相談窓口担当職員
		罹災証明 4	罹災証明書発行事務	H23.4～H23.5(交替可)	
女川町	一般事務職 罹災証明	8	罹災証明書発行事務	H23.4～H23.5(交替可)	
南三陸町	一般事務職 罹災証明	21	罹災証明書発行事務	H23.3～H23.4(交替可)	
県計		190			

○福島県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
郡山市	建築職	1	水道局庁舎の被害状況調査及び安全性の確認調査	1週間	
		1	水管橋、増圧ポンプ場施設等の被害状況の認定	1週間	
	土木職	2	配水池、沈砂池、取水塔、ろ過池等の構造物の被害調査	1ヶ月	
白河市	建築職	1	公共施設の再建に向けた設計、仮設住宅対応	1ヶ月	
		1	道路復旧(災害査定対応)	1ヶ月	
	土木職	1	公園復旧(災害査定対応)	1ヶ月	
		1	下水道復旧(災害査定対応)	1ヶ月	
須賀川市	土木職	2	下水道技師(下水道施設の災害査定調査作成)	1ヶ月	
	建築職	2	建築物調査(被害建物の調査・判定等(危険度))	2週間	

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
本宮市	建築職	1	公共施設の再建に向けた設計など	2ヶ月(1ヶ月単位で交替可)	
	土木職	1	道路復旧に向けた設計など	2ヶ月(1ヶ月単位で交替可)	
	下水技術職	1	下水施設の復旧に向けた設計など	2ヶ月(1ヶ月単位で交替可)	
	水道技術職	1	水道施設の復旧に向けた設計など	2ヶ月(1ヶ月単位で交替可)	
国見町	保健師	1	避難所における被災者の健康管理及び巡回等	1ヶ月	
鏡石町	調査員	10	住家被害認定業務	1週間	
泉崎村	建築職	5	罹災証明の住宅の被害認定	1ヶ月	交替可能、できる限り早く
三春町	保健師	2	町内避難所に避難されている方の健康状態等確認のための巡回業務	1ヶ月	交替可能
県計	建築職	10			
	土木職	9			
	下水技術職	1			
	水道技術職	1			
	保健師	3			
	調査員	10			
	合計	34			

○茨城県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
龍ヶ崎市	保健師	6	避難所等の巡回(健康状況の確認)等業務	1か月(4月末までの予定)	24時間3交替勤務を希望
	事務職	6	罹災証明等業務	2か月(1ヶ月単位で交替可)	
高萩市	建築職	6	被害認定調査業務(被災住宅のり災証明)	1か月	研修を受けた職員等
鹿嶋市	スクールカウンセラー	3	児童・生徒等のカウンセリング業務	4か月(1ヶ月単位で交替可)	中学校単位で配置希望(現在2名配置)
潮来市	土木職	4	道路等の災害復旧事業の監理業務、査定業務	1年間(1ヶ月単位で交替可)	4月中旬以降災害業務経験者
		5	下水道管理施設の災害復旧事業の施工管理	1年間(1ヶ月単位で交替可)	災害業務経験者
		2	水道管理施設の災害復旧事業の施工管理	1年間(1ヶ月単位で交替可)	災害業務経験者
	建築職	1	住宅相談、査定業務、災害復旧事業の監理業務	2か月(1ヶ月単位で交替可)	4月中旬以降災害業務経験者
	保健師	2	避難所の巡回、被災者健康相談	3か月(1ヶ月単位で交替可)	
那珂市	スクールカウンセラー	2	学校に常駐し、被災地児童・生徒の心のケア、悩み相談に対応	4か月(1ヶ月単位で交替可)	
	事務職	20	り災証明発行に係る家屋調査判定業務	2か月(1ヶ月単位で交替可)	経験者
大洗町	建築職	2	被災者生活再建支援法に基づく被害の認定業務	3か月(1ヶ月単位で交替可)	5月～7月
東海村	建築職	3	被災公共建築物(学校、幼稚園等)の調査、補強工法の検討・設計・施工管理	6か月(1ヶ月単位で交替可)	
	土木職	2	災害復旧事業の調査・方向性の検討・設計・施工管理(法面崩壊か所、大規模復旧か所)	9か月(1ヶ月単位で交替可)	

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
県計	保健師	8			
	事務職	26			
	建築職	12			
	スクールカウンセラー	5			
	土木職	13			
	合計	64			

○千葉県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
旭市	保健師又は看護師	2	避難所内救護室における救護活動、健康相談、有所見者の観察(バイタルチェック等)、応急手当等	1か月	避難所4か所(24時間2交代の内、8:30~19:30頃)
浦安市	建築職等	4	罹災証明書発行のため、非木造建築物(主にマンション)の被害認定調査を実施	1週間	現在申請件数約10,000棟(現在3人1組の班を7班編成し、調査に当たっているが、15班体制に増強したい。各班1名は技術職にしたいので、応援を受けたい。)
県計		6			

中・長期派遣

○岩手県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
陸前高田市	一般事務職	1	総務課(行政、法規、人事、給与等) 事務1(課長補佐)	仮庁舎竣工後(GW明けを想定)～H24.3.31	
		1	行政、法規関係事務1(係長)		
		1	府内LAN、Webサイト関係事務1(一般)		ICTに明るい者
		1	地デジ対策事務等1(一般)		
		1	資産税関係事務1(係長)		
		2	家屋評価事務2(一般)		
		2	高齢福祉事務2(一般)		
		1	介護保険事務1(一般)		
		1	社会福祉課長補佐1(課長補佐)		
		2	児童福祉事務2(係長1、一般1)		
		1	国保事務1(一般)		
		1	松くい虫・鳥獣対策事務1(一般)		
		1	下水道復旧事務1(一般)		
		2	会計事務2(課長補佐1、一般1)		
		1	選挙事務1(係長)		
		1	生涯学習事務1(課長補佐)		
		1	学校経理事務1(一般)		
		1	学校OA化事務1(一般)	4月の早い時期～H24.3.31	ICTに詳しい者
		1	学校事務1(係長)		
大槌町	保健師	3	保健指導業務3(係長2、一般1)	仮庁舎竣工後(GW明けを想定)～H24.3.31	
	栄養士	1	栄養指導業務1(一般)	4月の早い時期～H24.3.31	
	土木技術職	1	林道事業、交付金事業1(係長)	仮庁舎竣工後(GW明けを想定)～H24.3.31	
		2	災害状況調査等2(一般)	災害復旧に明るければなお可	
	下水道技術職	1	下水道復旧業務1(一般)	仮庁舎竣工後(GW明けを想定)～H24.3.31	
岩手県庁	水道技術職	1	水道事業復旧、水質確認・配管1(係長)	4月の早い時期～H24.3.31	
	一般事務職	1	情報システム関係事務1(一般)	H23.4上旬(仮庁舎設置後)～H24.3.31	
		1	財政事務1(係長又は一般)		
		1	戸籍事務1(一般)		
		1	児童福祉関係事務1(子供手当事務を含む)(一般)		
		1	監査事務1(係長)		
		2	災害復興関係事務2(一般)		
	保健師	1	土木関係事務1(一般)		
	主任介護支援専門員	1	保健指導業務1(一般)		
	下水道技術職	1	地域包括支援センター業務1(一般)		
	土木技術職	1	下水道処理場管理業務1(一般)		経験者
県計	水道関係土木職(水道実務経験者)	4	上水道施設被害関係業務補助(現場調査、設計書作成補助)	H23.4.1～H24.3	市町村の水道の分かる土木職。あるいは、政令市の水道の分かる土木職。
		4	上水道施設被害関係業務補助(災害査定対応(釜石、宮古、大船渡、他地域))	H23.4.1～H23.6	市町村の水道の分かる土木職。あるいは、政令市の水道の分かる土木職。
	一般事務職(墓地、埋葬事務経験者)	1	墓地、埋葬関係業務(他自治体の火葬受入調整、土葬等に関する市町村への助言、靈柩車の調達、あつせん)	H23.4.1～H23.6	市町村の事務経験者。あるいは、政令市の事務経験者。
	一般事務職	32			
	保健師	4			
	栄養士	1			
	土木技術職	4			
	下水道技術職	2			
	水道技術職	1			
	水道関係土木職	8			
	主任介護支援専門員	1			
	合計	53			

○宮城県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
気仙沼市	一般事務職	財政	3 予算・財政関係	H23.3～H23.9.30(交替否)	災害対応のための予算編成に精通している職員
		その他	20 一般事務	H23.3.末～H23.4.30(交替否)	市役所の通常業務(年度末、年度初め)について担当する職員(災害対応のため、対応できないため)
山元町	一般事務職	管財	2 財政(庁舎管理等)	H23.4.1～H25.3.31(交替否)	庁舎再建計画の作成等の管財担当職員
		総務企画	2 企画(町再生計画)	H23.4.1～H25.3.31(交替否)	町再生計画の作成業務担当職員
		総務企画	2 総務(被災関係、法制執務)	H23.4.1～H25.3.31(交替否)	全庁の調整担当職員
		総務企画	2 まちづくり(補助事業関係)	H23.4.1～H25.3.31(交替否)	被災関係の補助事業等の申請事務担当職員
		教育	2 教育(学校再整備計画作成)	H23.4.1～H25.3.31(交替否)	学校の再整備計画作成業務担当職員
利府町	一般事務職	財政	1 予算・財政	H23.4.1～H23.9.30(交替否)	
女川町	一般事務職	民生	1 一般事務(災害救助法関連)	H23.3～H24.3.31(交替否)	災害救助法関連事務に精通した職員(業務統括できる班長クラスで)
県計		35			

○福島県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
郡山市	土木職	2	下水道災害に詳しく、下水道復旧にかかる災害申請等の業務の指導・助言をいただける方	2ヶ月	
須賀川市	被害家屋調査	1	被災家屋(全壊・半壊等)の調査	2ヶ月	家屋調査等の専門知識を有する方
	建築職	2	教育施設の被害状況認定・再建に向けた設計	2ヶ月	・小中学校27校 ・社会教育施設22施設
	土木職	1	教育施設の被害状況認定・再建に向けた設計	2ヶ月	・社会体育施設29施設
	農業土木職	2	農業施設復旧 農業土木・ため池等再建に向けた設計	3ヶ月	
相馬市	技師(下水道精通者)	2	下水道管渠調査・査定設計	6ヶ月	
	技師(建築技師)	1	学校施設の被害調査	6ヶ月	
	技師(土木)	4	市内道路パトロール・瓦礫撤去 調査計画・瓦礫捨て場造成・設計書発注準備・竣工	1年	
	技師(建築技師)	8	市営住宅点検・修理、民間破損住宅診断、応急修理制度の運用、被災者用復興住宅建設、津波対策建築物検討	10ヶ月	
	看護師・保健師	10	感染予防・避難所ケア	1年	
	一般事務職	6	仮設住宅申込受付・民間アパート借上関係、市営住宅移住・仮設団地管理	6ヶ月	
		3	罹災証明事務	3ヶ月	
	カウンセラー	3	児童相談業務	6ヶ月	
	土木職	2	被災した道路、橋梁等の復旧に係る積算、現場の指揮監督、災害査定に関する業務等	6ヶ月	県土木部職員の派遣要望と重複
国見町	建築職	1	被災した下水道設備等の復旧に係る積算、現場の指導監督業務、災害査定に関する業務等	6ヶ月	
	一般職	1	被災した家屋等の罹災証明発行等にかかる判定業務	3ヶ月	
	一般職	1	福島原発の放射能もれの影響による土壤や農作物等の被害等調査	3ヶ月	5月～7月頃
	鏡石町	水道設計	1 水道の災害復旧業務	3ヶ月	
古殿町	建築職	1	公共施設等の被害状況の認定及び再建に向けた設計	設計等が終了するまで	長期は希望しません。

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
県計	土木職	6			
	被害家屋調査	1			
	建築職	4			
	農業土木職	2			
	技師(下水道精通者)	2			
	技師(建築技師)	9			
	技師(土木)	4			
	一般事務職	9			
	カウンセラー	3			
	看護師・保健師	10			
	水道設計	1			
	一般職	1			
	合計	52			

○茨城県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
ひたちなか市	土木職	2	道路補修・設計業務	2か月	
		4	下水管路の点検業務	2か月	下水道経験者
県計		6			

○千葉県

市町村名	職種	人数	職務内容	派遣希望期間	備考
浦安市	土木職	10	現地測量、査定設計書作成	2か月	近隣市区を希望(湾岸道路より南側は液状化による被害を受けており、その全部を測量する。)
県計		10			